

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和6年第11回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和6年10月9日(水)
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前9時56分～午前10時11分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件
 - 議案第32号 選挙人名簿から抹消すべき者について
 - 議案第33号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について
 - 議案第34号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
 - 議案第35号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
 - 議案第36号 期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 議案第37号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
 - 議案第38号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

○議案第39号 投票記載所の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 0人

委員長 開会

(議案第32号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、公職選挙法第28条の規定によりまして、令和6年10月9日現在において死亡した者及び転出後4か月を経過した者を抹消しようとするものでございます。

令和6年10月3日現在の選挙人名簿登録者数は、男44,857人、女47,634人で計92,491人でありました。

ここから10月8日までに死亡した者、それから10月9日までに提出後4か月を経過した者を抹消するものでございます。

死亡した者について、男22人、女18人の計40人、それから転出後4か月を経過した者につきましては、男女ともになく、0となっております。

合わせまして、今回抹消するものでございますが、男22人、女18人の合計40人であります。

今回の抹消によりまして、令和6年10月9日現在の名簿登録者数ですが、男44,835人、女47,616人の合計92,451人となります。

参考としまして、地方自治法に規定する直接請求の際に必要なとする署名者数を下に記載してございます。

また、9月2日定時登録の選挙人名簿登録者数、それから今回の選挙時登録の選挙人名簿登録者数をそれぞれ地域別に記載してございます。それから投票区別の選挙人名簿登録者数を記載しているところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第33号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、今般、参議院岩手県選出議員補欠選挙が執行されるにあたりまして、10月9日から選挙執行期日である10月27日までの間に、一関市内に住所を有しなくなって4か月を経過するに至る者につきまして、その4か月を経過する日に、選挙人名簿から抹消するものでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第34号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、公職選挙法第40条第1項におきまして、原則として午前7時から午後8時までと定められておりますが、同項のただし書きにおきまして、投票所を開く時刻を2時間以内で繰り上げまたは繰り下げ、閉じる時刻を4時間以内で繰り上げることができると規定されております。

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙、それから第26回最高裁判所裁判官国民審査につきましては、同日に執行されます参議院岩手県選出議員補欠選挙と同じく、投票所の閉鎖時刻を2時間繰り上げまして、午後6時にしようとするものでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第35号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

の選任について)

事務局長

議案の朗読

- 本案は、参議院岩手県選出議員補欠選挙と第50回衆議院議員総選挙、それから第26回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を選任しようとするものでございます。投票管理者及びその職務代理者につきましては、公職選挙法におきまして、選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会が選任するものとされております。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第36号 期日前投票所の投票立会人の選任について)

事務局長

議案の朗読

- 本案は、参議院岩手県選出議員補欠選挙、第50回衆議院議員総選挙、第26回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所における投票立会人を選任しようとするものでございます。
投票立会人につきましては、投票管理者及びその職務代理者と同様に、公職選挙法におきまして、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされているところでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第37号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長

議案の朗読

○ 本案は、参議院岩手県選出議員補欠選挙、第50回衆議院議員総選挙、第26回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所における投票立会人を選任しようとするものでございます。

投票立会人につきましては、投票管理者及びその職務代理者と同様に、公職選挙法におきまして、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされているところでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第37号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長

議案の朗読

○ 本案は、開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任についてでございます。開票管理者につきましては、公職選挙法の規定で当該選挙の選挙権を有する者の中から選任することとされております。

今回の選挙につきましては、開票管理者につきましては、市の総務部長であります菅原哲紀、開票管理者の職務を代理すべきものにつきましては、市のまちづくり推進課長であります、選挙管理委員会事務局長補佐を務めておりました鈴木勝憲を、それぞれ選任しようとするものでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第38号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について)

事務局長 議案の朗読

○ 開票立会人につきましては、各候補者が選挙人名簿登録者の中から1人届け出ることができることとなっておりますが、10人を超える場合は、市町村の選挙管理委員会がくじで定めることとなっております。

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙、第26回最高裁判所裁判官国民審査の審査における開票立会人のくじの場所及び日時を定めようとするものでございます。

場所につきましては、選挙管理委員会室、2階の大会議室となります。日時につきましては、10月24日午後5時10分からとしております。

これは、立会人の届出期限が選挙期日の3日前までとされておりますので、10月24日にくじを行うこととするもので、同日に執行される参議院岩手県選出議員補欠選挙と同じ日時場所となっております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第39号 投票記載所の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時について)

事務局長 議案の朗読

○ 衆議院議員総選挙におきましては、小選挙区選出議員選挙は、候

補者の氏名、比例代表選出議員選挙については、衆議院名簿届出政党等の名称または略称を投票場内に掲載することとなっております。

この掲載の順序については、比例代表については、都道府県の選挙管理委員会がくじで定めることとなりますが、小選挙区については、各市町村の選挙管理委員会がくじで定めることとなっております。

このことから、第50回衆議院議員総選挙、一関市開票区における候補者の氏名等掲示のくじにつきまして、場所については、選挙管理委員会室、それから日時については10月15日、衆議院選挙公示の日で、届出が終了した午後5時以降ということで、5時10分からくじ引きを行うというものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会